

5月1日
受付開始



一步を踏み出す力になりたい

鹿児島県信用保証協会

国・県の「実質無利子融資の民間金融機関への拡大」の具体的施策

新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金

3,000万円まで保証料0%、3年間は金利負担(実質)0%、元金据置期間最大5年

ご注意
ください

この制度をご利用される場合は、売上高の減少が5%以上であることを証する認定書を、各市町村より取得する必要があります。認定書の申請方法については、各市町村にお問合せください。

なお、通常認定書の有効期限は30日ですが、令和2年1月29日から7月31日までの間に取得した認定書の有効期限は一律同年8月31日とされました。

1 新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金等の制度拡充

新型コロナウイルスの影響により売上高の減少が**5%以上**ある小規模・中小企業者に対し、5月1日より**2つの融資制度が拡充**されました。

	新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金		セーフティネット(SN)対応資金
利用要件	個人かつ小規模企業者 売上減少率が 5%以上 である		個人かつ小規模企業者でない方 売上減少率が 15%未満 である
	個人かつ小規模企業者でない方 売上減少率が 15%以上 である		
借入限度額	運転資金・設備資金 4,000万円(但し、3,000万円超の場合2口で申込) 3,000万円 まで		運転・設備資金 3,000万円
保証期間(据置期間)	10年(5年)	10年(2年)	10年(5年)
信用保証料	0%	0%	0.425%(経営者保証無しの場合0.525%)
貸付金利	1年以内 年1.4% 1年超3年以内 年1.6% 3年超5年以内 年1.7% 5年超10年以内 年1.9% 但し、 3年間は(実質)0%	1年以内 年1.4% 1年超3年以内 年1.6% 3年超5年以内 年1.7% 5年超10年以内 年1.9% 但し、 1年間は(実質)0%	1年以内 年1.6% 1年超3年以内 年1.8% 3年超5年以内 年1.9% 5年超7年以内 年2.1% 7年超10年以内 年2.2%
利用する保証制度 (必要な認定書の書類)	SN保証: 4号認定書(100%保証), 5号認定書(80%保証)		SN保証: SN5号認定書(80%保証)
	危機関連保証: 危機関連認定書(100%保証)		—
借換えについて	本制度は、既存保証付き借入の借換えも可能となっております。 詳細は、裏面の「2. 借換判定シート」にてご確認ください。		

◆取 扱 期 間: 令和2年5月1日受付～令和2年12月31日受付かつ令和3年1月31日融資実行分まで

◆小規模企業者: 常時使用する従業員数が20人以下(商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く))を主たる事業とする事業者については5人以下)である事業者

◆S N 保 証: セーフティネット保証の略称

留意点 ～3つの信用保証制度枠について～

◆本制度は、保証協会の3つの信用保証制度枠(下図)のうち、セーフティネット保証枠と危機関連保証枠を利用した融資制度です。

◆本制度の借入限度額を超える場合でも、各信用保証制度枠の範囲内でご利用いただける融資制度がございます。詳しくは当協会までお問合せください。

一般保証枠 2億8,000万円 (内、無担保8,000万円)	+	セーフティネット(SN)保証枠 2億8,000万円 (内、無担保8,000万円)	+	危機関連保証枠 2億8,000万円 (内、無担保8,000万円)
◆100%保証 創業関連保証 小口零細企業保証 等 ◆80%保証 一般保証 (県) 振興資金 等		◆100%保証 SN4号保証 (認定基準) 売上減少率20% ◆80%保証 SN5号保証 (認定基準) 売上減少率5%		◆100%保証 危機関連保証 (認定基準) 売上減少率15%

2 借換判定シート

借換え時の3つのポイント

Point 1 本制度は「**利払い負担の軽減**」を目的とした、既存保証付き借入の借換えにもご利用できます。

Point 2 原則、80%保証の借入を100%保証の資金で借り換えることはできません（特例有り）。

Point 3 借換えたい既存借入れの「**融資実行日**」・「**保証割合**」によって、「**借換の可否や本制度により利用する保証制度（必要な認定書の種類）**」が異なります。

個人かつ小規模企業者の場合

まずは、借換えたい既存借入れの「**融資実行日**」・「**保証割合**」をご確認ください。

借換えたい既存保証付き借入れ					今回利用する保証制度 (必要な認定書の種類)	
融資実行日	保証割合				SN4号認定 (100%保証)	SN5号認定 (80%保証)
令和2年 1月28日以前	① 一般保証等	SN5号保証			×	○
	80%保証	80%保証				
②	創業関連・小口零細企業等	SN4号保証	危機関連保証		○	○
	100%保証	100%保証	100%保証			
令和2年 1月29日以降 ～4月30日迄	③ 一般保証等	SN5号保証			○ (但し3,000万円迄)	○
	80%保証	80%保証				
④	創業関連・小口零細企業等	SN4号保証	危機関連保証		○	○
	100%保証	100%保証	100%保証			
令和2年 5月1日以降～	⑤ 一般保証等				×	○
	80%保証					
⑥	創業関連・小口零細企業等	SN4号保証	危機関連保証	本資金 SN5号保証	○	○
	100%保証	100%保証	100%保証	80%保証		

新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金

にて申込

個人かつ小規模企業者以外の方の場合

借換えたい既存保証付き借入れ					今回利用する保証制度 (必要な認定書の種類)	
融資実行日	保証割合				SN4号認定 (100%保証)	SN5号認定 (80%保証)
令和2年 1月28日以前	① 一般保証等	SN5号保証			×	○※1
	80%保証	80%保証				
②	創業関連・小口零細企業等	SN4号保証	危機関連保証		○ (売上減少率15%以上)	○ (売上減少率15%未満) ※2
	100%保証	100%保証	100%保証			
令和2年 1月29日以降 ～4月30日迄	③ 一般保証等	SN5号保証			○ (売上減少率15%以上) (但し3,000万円迄)	○ (売上減少率15%未満) ※2
	80%保証	80%保証				
④	創業関連・小口零細企業等	SN4号保証	危機関連保証		○ (売上減少率15%以上)	○ (売上減少率15%未満) ※2
	100%保証	100%保証	100%保証			
令和2年 5月1日以降～	⑤ 一般保証等				×	○※1
	80%保証					
⑥	創業関連・小口零細企業等	SN4号保証	危機関連保証	本資金 SN5号保証	○ (売上減少率15%以上)	○ (売上減少率15%未満) ※2
	100%保証	100%保証	100%保証	80%保証		

※1 SN5号認定書に記載された売上減少率が15%以上の場合、特例として新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金がご利用いただけます。売上減少率が15%未満の場合、セーフティネット対応資金の利用となります。

※2 売上減少率が15%以上の場合は、危機関連認定書を取得し新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金をご利用ください。売上減少率が15%未満の場合は、SN認定書5号を取得しセーフティネット対応資金のご利用となります。

新型コロナウイルス関連
緊急経営対策資金

にて申込

セーフティネット対応資金
(但し、※1は特例として売上減少率15%以上で
新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金)

にて申込

◆経営相談窓口も開設しております(9:00～17:00)
詳しくは当協会までお問い合わせください。

保証部 ☎099-223-0271

経営支援部 ☎099-223-0274

最新情報や経営に役立つ情報はこちらから

LINE
公式アカウント



保証協会
ホームページ

